

議案第7号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年11月25日提出

佐倉市長 西田三十五

佐倉市条例第 号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年佐倉市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（期末手当）

第6条 議長、副議長及び議員の期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に支給する。これらの基準日前1か月以内に任期満了、辞職又は失職等によりその職を退いた者についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の232.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（1）6か月 100分の100

（2）5か月以上6か月未満 100分の80

（3）3か月以上5か月未満 100分の60

（4）3か月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（任期満了、辞職又は失職等によりその職を退いた者にあつては、その日現在）においてその者が受けるべき議員報酬の月額に、当該議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。

4 前3項に定めるもののほか、期末手当の支給方法は、一般職の職員に支給する期末手当の例による。

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の232.5」を「100分の227.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「議員報酬条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の議員報酬条例の規定に基づいて支給された期末手当は、同条の規定による改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。